

(p.1)

ブラジルにおける

外国投資家の

法的安定性

(p. 3)

連邦総弁護庁長官

Grace Maria Fernandes Mendonça

共和国検事総長

Izabel Vichon Nogueira de Andrade

国際局長

Boni de Moraes Soares

調整

Fernanda Menezes Pereira

執筆

国際経済法本部

連邦弁護士

Daniela Oliveira Rodrigues

デザイン

Maria Giullia Bifano/Ascom AGU

(p. 4)

目次

(p. 5)

第1部 一般概念

- 1. ブラジルにおける外国投資とFDIの形式 12
- 2. 外国投資家 13

第2部 外国投資の規範的枠組み

- 3. 国際的な規範的枠組み：投資に関する協力・円滑化協定（ACFI） 16
 - 3.1. ACFIとは何か？ 16
 - 3.2. ACFIのメリット 17
 - 3.3. パートナーシップの強化：ブラジルが締結した ACFI 18
 - 3.4. ACFIの主要な条項 18
 - 3.4.1. 定義 19
 - 3.4.2. 無差別条項 19
 - 3.4.3. 直接収用 20
 - 3.4.4. 損害賠償 20
 - 3.4.5. 透明性 21
 - 3.4.6. ファンドの移転 22
 - 3.4.7. 企業の社会的責任（CSR） 22
 - 3.4.8. 腐敗・犯罪との戦い 23
 - 3.4.9. 投資の円滑化 23
- 4. ブラジルの規範的枠組み 24
 - 4.1. 外国資本のブラジルへの流入 24
 - 4.1.1. 公定為替市場 25
 - 4.1.2. 外国資本の登録 25

4.1.3. 外国投資家による利潤の再投資	25
4.2. 国内および外国投資の法的処遇	26
4.3. 法人投資家：会社の形態	28
4.4. 税制	30
4.5. 公共行政における入札と契約	32
第3部 紛争の予防と解決	
5. 国際場裡における紛争の予防と解決	36
5.1. ブラジルと外国投資家との対話：	
紛争予防における制度的ガバナンス手段の重要性	37
5.2. 紛争の解決	38
5.3. 規則の一貫性	40
6. 国内における紛争の予防と解決	40
6.1. ブラジルの司法組織	41
6.2. 司法権における紛争解決と新民事訴訟法の判例制度	42
6.3. 国際司法共助の手段	43
6.4. 公共行政における紛争予防と紛争解決の代替手段	
6.5. 公共行政の関与する仲裁	

(p. 6)

初めに

(p. 7)

ブラジルは投資の受け入れに適した国として知られる。

豊富な希少天然資源や恵まれた気象条件、広大な国土はわが国の特徴であるとともに経済発展を推進する重要な要素である。ブラジル地理統計院（IBGE）によればわが国の人口は2億770万人で、国民は国土の5地域（北部、北東部、中西部、南

部、南東部) に分散している。この高い人口指数を反映した多様なプロフィールの消費市場、多種多様な部門のサービスと財のネットワークが存在する。

ビジネス機会に開かれたブラジルは、2017年に生産力の向上を記録し、貿易収支の赤字は2009年以来最低であった。電力、商業、金融サービス等の部門はマクロ経済指標の中でも際立つ伸びを示した。

豊富な天然資源を背景に、電力、鉱業、石油・天然ガス部門は大きく成長した。連邦政府のデータによると、これらの部門の工業力は2016年8月比で伸び、コークス産業及び石油副産物、化学製品、冶金の伸びが顕著であった。

サービス部門は2017年1-2月期に69億ドルもの多額の投資を受け入れた。このうち、受入額の上位3部門は電力とガス(50億ドル)、商業(8.32億ドル)、金融サービス(2.01億ドル)だった。

また、アグロビジネスと採鉱は2017年1-2月期で合計16億レアルだった。これは金属鉱物の採掘(10億ドル)、石油・天然ガスの採掘(3.62億ドル)、金属採掘の支援活動(1.62億ドル)の影響による。これらの数字は富の生成と投資誘致におけるブラジルの潜在力を示している。

ブラジル国家は繁栄の流れを維持すべく投資の受け入れと拡大を刺激する規制措置を講じた。過去10年間、「投資に関する協力・円滑化協定」(ACFI)を通じて国際的な投資環境における地歩を固めた。国内的には、訴訟法の体系を刷新し、契約と入札を活性化し、行政が代替的な紛争解決手段を確実に採用するための規則の枠組みを定めた。

上記のシナリオが示すとおり、ブラジル国家は投資と経済発展に有利な法的環境の構築に前向きである。外国投資家の法的安定性に関する本小冊子は、ブラジル市場への参入を検討する方面に投資分野におけるブラジルの規制の枠組みと国際的な規制の枠組みの情報を提供することを目指す。

(p. 9)

第 1 部

一般概念

(p.10)

1. ブラジルにおける外国投資と FDI の形式

「対外利潤送金法」（法律第 4,131/62 号、Lei de Remessa de Lucros, Lei no. 4.131/62）によると、外国資本とは機械及び装置であって財産又はサービスの生産に充てる初期費用の外貨なしにブラジルに入れたもの並びに経済活動に充てるために国内に導入した財政資金又は金融資金のうち、いずれの場合も海外に居所、住所または本店がある個人または法人に関わるものをいう。

ブラジル中央銀行は規則でブラジルにおける外国投資の 2 つの形式を次のように述べている。

外国直接投資（FDI）：投資家が自国以外の国で開発する永続的利益の投資であって、企業の運営に実際に影響を及ぼすことを目的とし、海外に居所、住所または本店がある個人または法人が、ブラジルで設立された企業に直接または間接的に参加するもの。

ポートフォリオ投資：国内通貨または外貨による海外から及び海外への移転であって、投資ファンドによる海外投資に関わるもの。FDI とは逆に、現地の生産に直接向けられるものではない。移転の額は、証券取引委員会（CVM）がその権限に基づき定めた限度や規則に従わねばならない。証券、株式、デリバティブ、社債である。

FDI のフローは対外利潤送金法によって規律し、生産能力の設置または拡張ないし民営化手続き中の企業の買収を目的とする。金融資産への投資からなるポートフォリオ投資に比べ、FDI の資産は流動性が低い。

(p.11)

2. 外国投資家

外国投資家または非居住者投資家とは、居所、本店または住所が海外にある個人または法人あるいはファンドその他の集団投資団体である。

中央銀行の「決議第 4,373/2014 号」(Resolução no. 4.373/2014)に基づき、非居住者投資家は取引の開始に先立ち以下を実施しなければならない。

- ブラジルに代理人を設け、
- 中央銀行に対し自身の身分を証明し、
- 証券取引委員会 (CVM) に登録すること。

さらに、ブラジルに投資するに当たり、外国投資家はブラジル連邦国税庁の納税者台帳 (Cadastro de Contribuintes) に登録する必要がある。

(p.13)

第 2 部

外国投資の

規範的枠組み

(p.14)

3. 国際的な規範的枠組み：

投資に関する協力・円滑化協定 (ACFI)

過去 10 年間は経済成長と資本の開放、金融機関と法制度の強化が顕著であった。この有利な環境は政策余地の拡大とともに、投資分野の新たな法的・制度的枠組みの提案においてブラジルの主導的役割を可能にした。

1.1. ACGI とは何か？

投資に関する協力・円滑化協定（ACFI）は二国間または複数国間の国際協定で、締約国間の投資促進に有利な条件の醸成を目的とする。

ブラジルが開発した投資に関する国際的な法的規制の新モデルであり、企業の国際化と FDI の国内誘致を目的とする。

ACFI は公的部門と民間の協力の成果であり、制度的ガバナンス、リスク軽減メカニズム、紛争予防・解決メカニズム、テーマ別アジェンダによる投資の促進・円滑化を柱とする。

ACFI は従来の投資保護協定のいくつかの特徴、例えば無差別条項、直接収用、ファンドの移転、戦争、内乱等による損失の補償を維持している。反面、投資に関する協力と円滑化の概念を認め、合同委員会およびオンブズマンなどの制度的構造に反映している点や、透明性、企業の社会的責任（CSR）、汚職防止の条項を本文に記載しているところが革新的である。

(p.15)

3.2. ACFI のメリット

持続可能性を促進する取り組みの奨励が重要であることから、ブラジルの ACFI は環境保護の促進と持続可能な開発のための固有の条項を想定している。

国際経済法の他の分野と同様に、ブラジルの ACFI はブラジルが加盟する世界貿易機関（WTO）の多国間協定にみられる内国民待遇と最恵国待遇の原則の尊重を規定している。

WTO の場において、貿易に関連する投資措置は「貿易に関連する投資措置に関する協定」(TRIMs) および「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS) によって規制される。TRIMs は、特定の履行に関する要件を求める投資措置の採用を禁じることで、投資措置が財産の取引をゆがめたり制限することを防ぐのが狙いである。GATS においては、ある国のサービス提供者が別の国に拠点を設けて特定部門でサービスを提供するので、商業拠点(第3モード)は投資とみなせる。

現在の ACFI モデルは紛争解決手段として国家間の仲裁(国家対国家の紛争解決SSDS)のみを採用し、従来の APPRI s (ISDS-投資家対国家の紛争解決)にみる投資家-国家の仲裁メカニズムとは対照的である。

国家間のみ仲裁は、事案に対する過剰な訴訟に伴う経済的リスクを軽減するほか、紛争の対象である決定の実施において投資家により大きな信頼性を与え、措置と協定の一致を回復し、国家と投資家間の関係の維持を可能にする。これに対し従来のモデルは、大半の場合、賠償金の支払いのみに終わる。

(p.16)

3.3 パートナーシップの強化

ブラジルが締結した ACFI

ブラジルの ACFI モデルは成功を収め、外務省の情報によれば今日までにアンゴラ、チリ、コロンビア、マラウイ、メキシコ、モザンビーク、ペルーとの間で(より広範な経済・通商協定の一章の形で) ACFI が締結された。

2017 年には、先駆的取り組みとして、メルコスール(南米南部共同市場)の場で投資協力円滑化議定書(PCFI)が締結された。同議定書は投資家や投資の待遇に関する規則の制定や、取引に有利な環境の促進、投資の円滑化における国家間の協力を通じた相互投資の促進を目的とする。

投資に関する地域的議定書の締結は、南米南部共同市場の領域における貿易の取り決めを再開すると同時に、国際的に重要な規制の枠組みを制定し、資本のフローの増大によって域内市場を活性化させ、ブラジルの投資家に新たな市場を開き、さらなる経済成長と安定化をもたらす。

3.4. ACFI の主要な条項

ブラジルの ACFI モデルの法的構造は、ブラジルで投資を実現するために有利な環境を構築する関連条項を備えている。

(p.17)

3.4.1 定義

定義に関する条項は、ブラジルおよび外国の投資家に対する投資保護の範囲を定める。

同条項の定義によれば「投資」とは「直接投資を意味し、換言すれば、一方の締約国の投資家が直接または間接的に保有または支配する全ての資産であって、他方の締約国の領土において、他方の締約国の法秩序に従い設立または取得されたもので、ホスト国の領土における物品の製造または役務の提供の管理に対し所有権、支配権または多大な影響力の行使を可能ならしめるもの」である。

ACFI において「投資家」とは「一方の締約国の自然人または法人であって、他方の締約国の領土において、他方の締約国の法律および規則に従い、誠意をもって投資した者」である。

「措置」とは「投資に直接関係する締約国が採用した任意の措置であって、法律、規則、手続き、行政上の決定または慣行のいずれかの形をとり、前記の投資に効果を及ぼすもの」と理解する。

上記の概念の定義は締結する様々な協定において、ACFIの本質と意図を変更することなく、個別的に変更される可能性がある。

3.4.2 無差別条項

この条項は、内国民待遇の原則と最恵国待遇の条項の尊重義務を通じ、国内投資家と外国投資家の待遇の平等を規定するものである。

ブラジルは内国民待遇の原則に従い、外国投資家に対し国内投資家に付与されるものと同じ権利および恩恵を与えることを約束する。

最恵国待遇の条項は、ブラジルがACFIを締結した国の投資家または外国投資に対し、第三国の投資家に保証されたものと同じ権利および恩恵を付与する。

但し、何らかの待遇、特惠、特権による利益が以下によって生じた場合等には外国投資家および外国投資に対し権利および恩恵は提供されない。

- 自由貿易地域、関税同盟または共同市場、あるいはブラジルが加盟済みまたは今後加盟する任意の形式の地域経済協力。
- 投資に関する国際協定または投資に関する国際協定の章に規定された紛争解決に関する規定。

(p.18)

3.4.3 直接収用

ACFIには、ブラジルの国土を外国投資に優しい環境にすべく、直接収用について国家機関による恣意的措置や差別的措置の採用を防ぐと同時に、投資を受け入れる国家の規制の権利を保護するための規定が含まれている。

従って、ACFIには、ブラジル連邦共和国憲法およびブラジルが批准した国際人権条約に規定された公理であるデュー・プロセス・オブ・ロー（法に基づく適正手続きの保障）を条件とする公用収用の可能性が規定されている。ACFIによれば、ブラ

ジル国家による外国投資家の財産の占有が適法とみなされるのは、差別的性格を帯びておらず、社会的利益または公益を根拠とし、行政手続きを通して実施し、ACFIの条件に基づき確実に損害賠償がなされる場合に限る。

3.4.4. 損害賠償

戦争、反乱、暴動等の偶発事故または不可抗力による賠償の支払いである。評価の対象となる賠償すべき損害は、政府の力または権力によって徴発または破壊された投資（全部または一部）に起因するものである。

賠償の支払いは、適切かつ有効な形で、遅滞なく行われなければいけない。

(p.19)

3.4.5. 透明性

ACFI は外国投資家により高い信頼性と予見可能性を保証する慣行の採用を重視し、もって投資フローの拡大を図る。この目的を達成するうえで、明解かつ正確な情報を適切なタイミングで利用することが重要である。

ACFI モデルは国の機関や制度の透明性の仕組みの促進に向けたブラジルの責任を定める。ACFI における透明性の義務は、国家間で自国領土内の投資機会に関する情報交換並びに法律、規則、行政上の慣行に関する情報交換を行うことである。

従って、ブラジル国家は外国投資家に対し、裁判上または裁判外の別を問わず、国内の手続きおよび規則に関する情報を提供する義務がある。

(p.20)

3.4.6. ファンドの移転

ACFI は、海外へのファンドの自由な移転を保証する。

但し、破産または刑事の有罪判決に伴う負債等の不利な状況が発生した場合には、投資の遅延または移転の可能性、または締約国のこの目的を担当する当局間で協力することを明示的に規定している。

3.4.7. 企業の社会的責任（CSR）

ブラジルの ACFI モデルは外国投資家に対し、最高水準の持続可能な開発の達成に向けて努力するよう定めており、これには環境、労働関係、健康権の尊重に加え、コーポレートガバナンスの原則と実践の促進が含まれる。

(p.21)

3.4.8. 腐敗・犯罪との戦い

ブラジルは「腐敗の防止に関する国際連合条約」と「米州腐敗防止条約」を通じて、不法に取得された資産の国際的な移転を防止、発見、抑止し、資産が外国に移転された場合はその回収に向けて国際協力を強化する責任を負った。

ブラジル国家はマクロ経済および投資の公共政策に関連する企業のベストプラクティスの採用に前向きであり、それを再確認するため ACFI モデルは締約国に対し腐敗、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止とそれらとの戦いに努力することを定めている。

その意味で、ACFI は合法的な資本を用いた投資のみを保護の対象とすると規定しており、締約国は自国領土に存在する投資家が行う活動の透明性向上に結び付く活動を採用する義務を負う。

3.4.9. 投資の円滑化

ACFI は「オンブズマン」（ブラジルでは「直接投資オンブズマン、“OID”」がこの役割を果たす）を設け、投資家の支援、相談の対応、現行の ACFI に関わる質問に対

する解決の模索、ブラジルの企業家がブラジルが協力協定を結ぶ国々で行っている投資に関する相談の対応に充てる。

OID の権限と活動は「政令第 8,863/2016 号」 (Decreto no. 8.863/2016) に記載されており、これらの活動の実施は大統領府貿易審議会 (CAMEX) が所掌する。

(p.22)

4. ブラジルの規範的枠組み

4.1. 外国資本のブラジルへの流入

ブラジル憲法は経済および金融秩序に関しすべての者にあらゆる経済活動の実行の自由を保障しており、法に規定された場合を除き公的機関の許可を必要としない。

ブラジル憲法下の法制度は、原則として国内企業と外国企業を差別せず、いずれもブラジル国内での設立と経済活動が許される。しかしいくつかの経済部門、例えば貨幣の発行、郵便業務、音声ラジオ放送、音声・画像放送、電力その他の電気通信、航空、航空宇宙、空港インフラ、ブラジルの港湾と国境間の鉄道・水上輸送、旅客の州間道路および国際道路、海港、河川港、湖港の経営は連邦政府の管轄である。その他の部門のうち、石油開発は国家の独占だが、コンセッション契約を通じて民間の参画を認めている。

外国資本の体系化は対外利潤送金法によって規律される。同法はブラジルに投資された金融資本とリスクの果実の引き揚げおよび送金ならびにロイヤリティおよびサービスの支払いに充てる外貨取得の権利を保証する。

対外利潤送金法は「銀行政策・信用政策法」 (法律第 4,595/1964 号、Lei de Política Bancária e Creditícia, Lei no. 4.595/1964) と対応し、両法はブラジル中央銀行を国の外国投資受け入れ規制を担うブラジルの金融制度の組織として認める。関連規則のなかで重要なのは、非居住者投資家によるブラジルの金融・資本市場への投資について規定する同機関の「決定第 4,373/2014 号」 (Resolução no. 4.373/2014) である。

中央銀行の役割は国の通貨の購買力を保証し、経済の適度な流動性と安定化を図り、外貨準備高を適切な水準に保ち、金融制度の恒久的改善に努めることである。

(p.23)

4.1.1. 公定為替市場

「資本市場法」（法律第 4,728/65 号、Lei de Mercado de Capitais, Lei no. 4.728/65）の規定のとおり、公定為替市場へのアクセスは国家通貨審議会（Conselho Monetário Nacional）によって規律され、ブラジル中央銀行によって管理される。

ブラジル市場の流動性と安定性を確保するために、国家通貨審議会が国際収支の不均衡を認定した時期には、中央銀行は信用の抑制措置を採用して、国際金融市場へのアクセスを有する企業に対し、ブラジルの金融システムによる支援を制限することがある。

4.1.2. 外国資本の登録

前記対外利潤送金法および「為替取引法」（法律第 11,371 号、Lei de Operação de Câmbio, Lei no. 11.371）に明示的に規定されているように、外国資本の流入は中央銀行に登録するとともに、同資本を受け入れるブラジル法人の会計帳簿に記載しなければならない。

対外利潤送金法の規定するところ、これらの資本は送金元の国の通貨によって登録し、利潤の再投資は国内通貨および送金先の国の通貨によって行い、為替レートは再投資を実施した時期のものを用いる。ブラジルにおける投資の登録は国内への流入から起算して 30 日以内に行わねばならない。

登録後、中央銀行は外国通貨による投資総額と国内通貨の相当額を記した登録証明書を発行する。この証明書は、利潤の海外送金、投資資本の引き揚げ、利潤の再投資の登録に必要とされる。

4.1.3. 外国投資家による利潤の再投資

国内企業が得た利潤であって、それを生成した同じ企業または経済の他の内部部門に再投資されるものをいう。

利潤を再投資するに当たり、外国投資家は利潤を外国資本として登録し、将来の利潤の送金または再投資の際の課税標準を拡大しなければならない。

(p.24)

4.2. 国内および外国投資の法的処遇

ブラジルの法秩序は国内および外国の投資ならびに投資家を区別しない。

外国投資家と国内投資家の法的・経済的側面での制限に関する議論は、会社の経営支配権および議決権株式の概念を根拠にブラジル企業と内資企業を区別する憲法第 171 条の有効性に由来していた。

「憲法修正第 6/1995 号」 (Emenda Constitucional no 6/1995) による同条の廃止を受けて、内資企業概念はブラジルの法秩序から除外された。従って、ブラジルの法秩序にはブラジル企業概念、すなわちブラジル法に従って組織された会社で本店所在地がブラジルにあるもの (「大統領令第 2,627/1940 号」 (Decreto-Lei no. 2.627/1940) 第 60 条) のみが残った。

現行の法制度はブラジル企業および外国企業に対し、社会正義に従う創業の自由の行使および自由競争を保障している。従って、外国投資家はブラジルでの登記と活動の要件を満たし次第、国内投資家と同様にブラジルの経済市場に投資する資格を有するとみなされる。

(p.26)

4.3. 法人投資家：会社の形態

外国法人とは、本国の法規に従って設立・組織され、本店所在地が同国にあるものをいう。

外国会社は「ブラジル民法典」（Código Civil）、「株式会社法」（法第 6,404 号、Lei de Sociedades Anônimas, Lei no. 6.404/76）等の関連商法および「大統領令第 2,627/1940 号」（Decreto-lei no. 2.627/1940）、権限のある部局の行う行政行為によって規定される。

本件に関する行政行為の対象は、外国の商事会社によるブラジル国内の子会社、代理店、支店または営業所のブラジル企業化または設置の許可申請である。許可が下りた場合、外国会社は子会社、代理店、支店または営業所が所在する行政単位の商業登記所に会社行為の文書を保管しなければならない。

ブラジルの法規上、企業家とは自然人または法人であって財産または役務の生産または流通のための組織的経済活動を職業的に行う者をいう。但し、知的、科学的、文学的または芸術的な活動に従事する者は、その活動が会社の要素である場合を除き除外する。

会社は会社組織によって設立でき、出資者の義務と会社の活動規則を規定した書類である会社設立契約書の署名によって正式化できる。

民事法典上、会社活動を遂行するに当たり商業登記所が管轄する商業登記簿への登録が前提である。

法人格を有する会社は単純会社（Sociedade Simples）、合名会社（Sociedade em Nome Coletivo）、合資会社（Sociedade em Comandita Simples）、株式合資会社（Sociedade em Comandita por Ações）、有限会社（Sociedade Limitada）、株式会社（Sociedade Anônima）であり、最後の 2 形態がもっとも一般的である。

民法典に定める規則のとおり、有限会社は各共同出資者の持ち分の額に応じた責任を定める会社設立契約によって設立される。共同出資者は資本金の全額の支払いまで連帯して責任を負う。

法第 6,404/1976 号 (Lei no. 6.404/1976) によって規律される株式会社の資本金は、自由に流通する株式によって示される。利潤の実現を目指す資本の会社で、利益を配当金または自己資本に対する利息の名目で株主に分配する。発行する有価証券を資本市場で取引できるか否かにより、公開会社または非公開会社とみなされる。

会社設立契約により正式に設立せず、設立行為の登録も行わない社団は、法人格を有さない。「Sociedade em comum」と匿名組合 (Sociedade em conta de participação) がこれに該当する。

「Sociedade em comum」は文書によってのみ第三者に対し自己を証明できる。権限を制約する契約が存在しない場合、社団の財産は経営行為に対し全面的に責任を負い、社員は連帯して無制限に組合の債務に責任を負い、検索の抗弁権は適用されない。

匿名組合は組合員の一人 (「業務執行社員 (sócio ostensivo)」と呼ぶ) が自身の名義および排他的責任において事業目的を実施することを特徴とする。その他の組合員はそれぞれの収益にのみ参加する。

会社と呼ばれる社団のほか、ブラジルの法規は非営利目的で固有の特徴および目的を有する団体 (associação)、財団 (fundação)、共同組合 (cooperativa) を規律する。

最後に、「有限責任個人企業」 (EIRELI - Empresa Individual de Responsabilidade Limitada) とは、ブラジルの現行の最も高い最低賃金の 100 倍以上の資本金を適正に全額払い込んだ唯一の名義人で構成される形態である。

(p.28)

4.4. 税制

外国人がブラジルで行った投資に対する課税は、非居住者投資家または FDI として中央銀行に登録した形態に応じる。

ブラジル憲法は連邦と州、市町村に租税公課の徴収権を付与している。これらは租税公課 (imposto)、料金 (taxa)、受益者負担金 (contribuição de melhoria)、強制借入 (empréstimo compulsório)、特別負担金 (contribuição especial) に分かれる。

料金の徴収は警察権の行使または納税者に提供された固有かつ個別利用可能な公益事業の実際の利用または潜在的利用を根拠とする。

連邦固有の権限である強制借入は、重要な国家利益である緊急の公共投資の場合、または公災害または対外戦争に起因する臨時出費に対応する場合に徴収される。

国家の課税権は憲法の制約を受け、以下が禁じられている。

- (i) 法的規定なしに租税公課を請求または増額すること。
- (ii) 各法律の施行前に発生した事実に対し租税公課を徴収すること。
- (iii) 租税公課を用いて没収すること。
- (iv) 同等の状態にある納税者に対し不平等な処遇を定めること。
- (v) 租税公課を通じて人または財産の取引に制限を設けること。

各連邦行政単位にはそれぞれの租税公課を規定し徴収する権限が定められている。

連邦税は次のとおり：輸入税 (II)、輸出税 (IE)、農地所有税 (ITR)、金融取引税 (IOF)、個人および法人所得税 (IRPF、IRPJ)、工業製品税 (IPI)。

他に特記すべきものとして社会保険融資負担金 (COFINS)、法人利益に対する社会負担金 (CSLL)、社会統合基金 (PIS)、勤続年数補償基金 (FGTS) などの租税公課とその他の社会保障負担金がある。

州税には商品流通サービス税 (ICMS)、自動車保有税 (IPVA)、相続・贈与税 (ITCMD) がある。

市税にはサービス税 (ISS)、都市不動産所有税 (IPTU)、生存者間不動産譲渡税 (ITBI) がある。

(p. 30)

4.5. 公共行政における入札と契約

入札は憲法第 37 条に規定された行政手続きの形式であり、公権力が最も効果的な結果を得るために、最も優れた価格、役務の提供および実施方法または供給者の専門性に基づき、最良の提案を選出する。入札の一般的規則は法律第 8,666/1993 号 (Lei no. 8.666/1993) に規定されている。

入札手続きは連邦、州および市町村のいずれかの権限の直接または間接公共行政による工事、役務、購入および譲渡並びに公共事業のコンセッションおよび許認可に関わる (法律第 8.987/1995 号、Lei no. 8,987/1995)。

「入札法」 (Lei de Licitações) は契約手続きを契約額、契約目的の複雑さに基づき複数の方式に分類している。入札には「一般競争入札 (Concorrência)」、「価格協議 (Tomada de preços)」、「指名競争入札 (Convite)」、「コンペ (Concurso)」、「競売 (Leilão)」、「調達競売 (Pregão)」の各方式がある。

(p.31)

○ 「指名競争入札」は低額の契約向けであり、エンジニアリング関連の工事の場合には最高 R\$150,000.00 (15 万リアル)、その他の目的の契約の場合には最高 R\$80,000.00 (8 万リアル) を上限とする。事前に登録した利害関係人または入札の実施までに参加申請した者の中から最も優れた提案を選出することを目的とする。

○ 「コンペ」は報酬の支払いによる技術的または芸術的作品の選考を目的とする。

○ 「競売」は一般に、公権力が資産を譲渡するに当たり最低評価額から始めて最も高い額 (入札額) を選ぶために用いる。

「調達競売」は「法律第 10,520/2002 号 (Lei no. 10.520/2002)」によって規律され、エンジニアリング関連の役務および工事を除く一般的な財産および役務の購入を目的とする。実施方法は電子入札、対面による入札のいずれも可能。調達購買に

よる契約の場合、公的機関は「単価契約（registro de preços）」方式を用いて最も優れた提案の透明性、経済性、網羅性を実現できる。

(p.33)

第3部

紛争の予防と解決

(p.34)

5. 国際場裡における紛争の予防と解決

5.1. ブラジルと外国投資家との対話：

紛争予防における制度的ガバナンス手段の重要性

ACFIによれば、紛争解決のための予防活動は共同委員会によって実施される。投資関連の紛争の友好的かつ合意に基づく解決の促進はこの機関の権限である。合同委員会が採用した解釈は将来の紛争解決の仲裁裁判所にも継承される。

合同委員会はACFI締約国の政府代表によって構成され、ACFIの実施、投資機会の共有、共通のテーマ別アジェンダの調整も担う。

その意味で、投資促進にとり戦略的と見なされるテーマを扱う投資協力円滑化アジェンダの策定は同委員会の役目である。従って共同委員会は、紛争予防の役割に加え、ACFIの管理も実施しなければいけない。

ブラジルのモデルは民間部門とのインターフェースを可能ならしめる仕組みである担当者（Ponto focal）またはオンブズマン（Ombudsman）と、投資関連の公共政策にとってより重要な項目を扱う特別作業グループ（Grupo de Trabalho ad hoc）を想定している。

各締約国の担当者は投資家と受け入れ国政府との対話チャンネルとして機能し、投資の実現と維持に向けた環境の改善に努める。ブラジルでは大統領府の省間横断組織である CAMEX（貿易審議会）がこの役割を担う。

(p.35)

5.2. 紛争の解決

法的安定性はブラジルの投資家のリスク低減と信頼性向上を図る主要な手段であり、外国投資家に対ブラジル投資を決断するうえで鍵となる要素とされる。

そのため、ブラジルの ACFI モデルはもっぱら国家間の紛争解決に基づくメカニズムを提供しており、これは仲裁裁判所の判断に供する申し立ての信頼性を高める。この場合、仲裁手続きは ACFI の規則の尊重を回復することが目的である。

防止メカニズムによって紛争が解決せず、締約国同士の合意が得られない場合、紛争の対象である問題を専門とする通常 3 名の仲裁人からなる仲裁裁判所を設けることができる。決定は多数決によって行い、仲裁判断は関係締約国を拘束する。

(p.36)

5.3. 規則の一貫性

ブラジル政府は規制のベストプラクティスの促進に努力している。規制は健全な社会と社会福祉の目的を追求するものであり、a) 行き過ぎ、b) イノベーションの妨害、c) 通商、競争、投資、経済効率に対する不必要な障壁を招いてはならない。

一貫性のある規制は以下を促進する。

a) 公的リソースの有効活用、

b) 規範の策定における規制対象者（社会／民間部門）の民主的参加、

c) より良い決定プロセス。公共政策の目的を達成する際に市場要因の混乱を抑制、

d) 規制側の学習曲線の加速。最終的な規則の発効前に誤りを特定し訂正、

e) 我が国ビジネス環境の予見可能性と改善。

この文脈で、大統領府官房庁、貿易審議会（CAMEX）、国家透明性総監督省（CGU）、企画開発行政管理省（MPOG）はブラジルにおける規制慣行の改善計画および方針の策定に取り組んでいる。

公共ガバナンス政策の礎として公布された政令第 9,203/2017 号（Decreto no. 9.203/2017）は公共ガバナンスの原則として以下を定めている。

I – 対応力、

II – 全体性、

III – 信頼性、

IV – 規則の改善、

V – 結果・決算報告及び責任、

VI – 透明性。

同政令第 4 条に従えば、公共ガバナンスの方針は次の通り。

I – 決定手続きはエビデンス、適法性、規則の性格、脱官僚制、社会の参加支援を指向する、

II – 規則の編集・見直しを行うに当たり、規則のベストプラクティスおよび適法性、安定性、法秩序の一貫性に則り、しかるべき時に意見公募を行う。

会計検査院（TCU）と国家総監督省（CGU）は今後その報告書において、ブラジルの連邦官公庁における規則のベストプラクティスの尊重を調査する。

(p.38)

6. 国内における紛争の予防と解決

6.1. ブラジルの司法組織

憲法はブラジル国民または外国人の別を問わず、すべての市民に司法へのアクセスを保障しており、これは裁判上または裁判外の紛争の予防と解決の手段の採用と解される。

ブラジルの訴訟制度はブラジル国民または外国人の別を問わず、いかなる市民にも自身を名義人とする財産および権利に関する紛争の解決のために管轄裁判所に訴えを提起し、すべての審級において対審および十分な弁護を行うことを認めている。

ブラジルの裁判所の管轄権は憲法および関連訴訟法によって定められている。判断基準は訴訟の目的および金額、管轄区域および機能または審級である。

裁判管轄制度は民事、刑事、行政を扱う州および連邦の通常裁判所に分かれる。特別裁判所には労働裁判所、選挙裁判所、軍事裁判所がある。

訴えはまず第一審判事の下で審理され、第二審裁判所および事件の性質に応じた専門の上級裁判所（司法最高裁判所、高等労働裁判所、高等選挙裁判所、高等軍事裁判所）へ上訴されることがある。ブラジルの司法の最高機関である連邦最高裁判所の権限は憲法の保護である。

(p.39)

6.2. 司法権における紛争解決と新民事訴訟法の判例制度

社会的要請である効率化や迅速化に応え、各当事者と裁判機関の接近に基づく弁証法的な訴訟関係の構築を目指し、ブラジルの民事訴訟制度は大きな変化を経てきた。

憲法修正第 45/2004 号（Emenda Constitucional no. 45/2004）以降、上級裁判所は関連判例要旨における判例解釈の統一、反復的上訴の判断、社会的影響を判断基準とする仕組みを通じて判例尊重の文化を確立した。

2016年3月に新民事訴訟法（法第13,105/2015号、Novo Código de Processo Civil、略称Novo CPC、Lei no. 13.105/2015）が施行され、司法権に訴える当事者の利益に対応するよりダイナミックな環境を法秩序にもたらした。新たな訴訟手続きは新手段を導入し、司法権によるより効率的な法的判断と判決の法的安定性を保証する。

とりわけ重要なのは大衆化した請求の統一を目的とする反復的請求解決事件（IRDR）の規定、緊急性または証拠に基づく暫定的保護を承認できること、上訴制度利用の前提の厳格化であり、これにより判例の優位を補強し、根拠ある裁判上の決定が覆されるリスクを軽減する。

(p.40)

6.3. 国際司法共助の手段

外国の司法機関同士の連絡の円滑化を目的として、新民事訴訟法は国際司法共助の仕組みを規定し、同任務の履行に際し連邦総弁護士等の国家機関の直接的活動を想定している。

新民事訴訟法に従えば、国際司法共助の要請は送達、召喚および通知、証拠収集、判決の承認、緊急司法処分の許可、国際法律援助またはブラジル法が禁止しないあらゆる裁判上または裁判外の措置を目的とする。

協力的手段は直接援助、嘱託書、外国判決の承認である。

直接援助は外国の当事者機関とブラジルの中央当局間の直接連絡を特徴とし、ブラジルが承認し執行するか否かの判断に付すべき外国の裁判所当局の決定に直接由来する措置ではない場合に相当とされる。嘱託書は外国の裁判所当局がブラジルの裁判所当局に対し訴訟行為の実行を要請する書類である。嘱託書の執行には司法最高裁判所（STJ）の承認（"exequatur" = 外国判決の執行状）を必要とする。但し、明示的な除外を含む国際条約が存在する場合はその限りではない。

判決の承認は固有の訴訟で請求し司法最高裁判所（STJ）が判断するものであり、終局判決を目的とすることができ、ブラジルの当局は承認の手続きにおいて仮執行の処分を行うことが許される。

嘱託書の執行命令が与えられ、司法最高裁判所（STJ）が外国裁判所の判決を承認したなら、第一審の連邦裁判所が処分の執行を担う。

(p.41)

6.4. 公共行政における紛争予防と紛争解決の代替手段

ブラジル国家は合意による紛争解決を優先してきた。

新民事訴訟法は合意による紛争の解決手段として調停と和解の重要性を明示的に規定しており、判事、検察官、弁護士、公選弁護人は司法手続きを含めその利用を推奨しなければいけない。

連邦総弁護士庁には、同庁組織法に基づき、連邦の利益に関わる訴訟において、取り下げ、和解し、合意し、契約に署名する権限が保証されている。

同時に、法第 13,140/2015 号（Lei no. 13.140/2015）は公共行政が各公共弁護機関内に紛争の予防と行政的解決を担う部門を設け、公共行政の機関や団体同士の紛争を解決し「行動調整合意」（Termo de Ajustamento de Conduta）を締結する権限等を有すると定めている。同部門の権限の 1 つは、行政と私人の間で締結された契約の経済財政的均衡にまつわる紛争の予防と解決措置の採用である。

連邦レベルでは、連邦総弁護士庁が「連邦行政和解仲裁部」（CCAF – Câmara de Conciliação e Arbitragem da Administração Federal）を通じ、連邦公共行政内で発生した紛争を予防的もしくは問題の司法化の後に解決する義務を負う。

6.5. 公共行政の関与する仲裁

仲裁に関する最近の法律変更に伴い、仲裁における公共行政の参加について議論が生じた。法第 13,129/2015 号 (Lei no. 13.129/2015) 第 1 条第 1 項によれば「直接・間接の公共行政は処分可能な財産権に関する紛争の解決に仲裁を利用できる」。この規定にはいずれかの当事者の契約義務不履行および契約、財政・経済条項の経済財政的均衡の回復に関する紛争が含まれる。

同法の出現によって民間部門と外国投資家が切望した迅速性と当事者参加の改善を保証する紛争解決手段の採用が確立した。

公法上の法人（連邦、独立行政機関、規制機関、連邦の公的財団）および私法上の法人同士の紛争について次の文書が仲裁を許可している：公共コンセッション契約であり開発分野が電気通信（法第 9,472/97 号第 93 条、Lei no. 9.472/97）、石油（法第 9,478/97 号 43 条 X、Lei no. 9.478/97、法第 12,351/2010 号第 29 条 XVIII, Lei no. 12.351/2010）、水上および陸上輸送（法第 10,233/2001 号第 35 条 XVI、Lei no. 10.233/2001）、港湾（法第 12,815/2013 号第 62 条第 1 項、Lei no. 12.815/2013）。また、「官民パートナーシップ法」（Lei das Parcerias Público-Privadas）の規定も契約上の紛争の解決に仲裁を含めると認めており（法第 11,079/2004 号第 11 条、Lei no. 11.079/2004）、投資パートナーシップ契約の延長について定める法第 13,448/2017 号 (Lei no. 13.448/2017) も第 15 条 III で仲裁契約を認めている。

港湾部門の企業の負債に関する紛争については、法第 12,815/2013 号 (Lei no. 12.815/2013) 第 62 条第 1 項の施行規則を定める政令第 8,465/2015 号 (Decreto no. 8.465/2015) が仲裁について規定している。連邦総弁護庁は争いにおいて公共団体を代表する団体であり、仲裁地および仲裁の実施場所はブラジルでなければならず、迅速化を図るため仲裁判断の言い渡し期限は最長 2 年である。本事件については、ブラジル法の適用のみを認めるとの明文規定が存在する。

国際場裡において、ブラジルは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」の締約国として、契約書に規定されている場合、商事紛争に関する仲裁に従う。国際協力協定が存在しない場合、外国の仲裁判断は司法最高裁判所 (STJ) による承認手続きに従う。

投資の領域において、ブラジルは専ら国家間の仲裁を採用し、国内の担当者（Ponto focal）またはオンブズマン（Ombudsman）を介した事前の防止・調停メカニズムに従う世界でも数少ない国であることを強調する。